



























































#### (4) 自己点検・評価等に関する事項

##### ① 設置の趣旨・目的の達成状況に関する総括評価・所見

設置の趣旨・目的を達成するため、計画に基づき実施している。今後も研究科の教育内容の充実・発展に取り組む。令和3年度入学者選抜においても募集人員3名に対して、社会人3名から出願があり、第1次選考・第2次選考を経て、3名を合格者とし、3名が入学した。入学者は、製造業・金融業からの社会人であった。

製造業や製薬業のそれぞれの領域分野で、データ分析に関わる仕事に従事してきた経験を持つ学生が、データサイエンスに関する卓越した教育研究拠点である本学のカリキュラムにおいて切磋琢磨し、情報交換を行い、研究力を有する機械学習・人工知能エンジニアやデータコンサルタントなどに成長することで、社会的要請である高度な棟梁レベルの「データサイエンティスト」の確保と人材の高度化に依って行く。

新型コロナウイルス感染防止のための対応として、授業をオンラインで行うこととした。入学者へはオリエンテーションおよびメール等により操作説明を行い、初回授業より全院生が問題なくビデオ会議ツールを用いて参加し、受講と質疑を行うことができています。

また、2017年度に採択されたデータ関連人材育成プログラム(代表機関：阪大)および2018年度に採択された超スマート社会の実現に向けたデータサイエンティスト育成事業(代表機関：阪大)の参画機関として、授業提供およびeラーニング教材作成提供を行っている。他大学大学院の学生が本学の授業を受講することもでき、また本学の大学院生も他大学の授業を受講することができる。これにより、さらにデータサイエンスに関する広い知識・スキルを身につける機会および他大学の大学院生と情報交換する場を提供していく。

##### ② 自己点検・評価報告書

###### a 公表(予定)時期

- ・令和3年12月予定

###### b 公表方法

- ・大学ホームページ上に公開

##### ③ 認証評価を受ける計画

- ・平成27年度に独立行政法人大学評価・学位授与機構による大学機関別認証評価を受け、「大学評価基準を満たしている」と判定された。今回は、令和3年6月に受審予定である。

(注)・設置時の計画の変更(又は未実施)の有無に関わらず記入してください。

また、「① 設置の趣旨・目的の達成状況に関する総括評価・所見」については、できるだけ具体的な根拠を含めて記入してください。

なお、「② 自己点検・評価報告書」については、当該調査対象の組織に関する評価内容を含む報告書について記入してください。

#### (5) 情報公表に関する事項

##### ○ 設置計画履行状況報告書(令和3年度)

- a 公表予定の有無 [  有 ・  無 ]

《aで「有」の場合》

- b 公表(予定)時期 [  調査結果公表後1ヶ月以内 ・  公表後2～3ヶ月以内 ・  公表後3ヶ月以降 ]

- c 公表方法 [  ウェブサイトへの掲載 ・  その他( ) ]

《aで公表「無」の場合》

- d 公表しない理由 [ ]

※設置計画が各大学等が社会に対して着実に実現していく構想を表したものであることに鑑み、

設置計画履行状況報告書については、各大学等のウェブサイト上に公表するなど、積極的な情報提供をお願いします。

(授業科目名)	(配当年次)	(単位数)	(担当教員)
<p>データサイエンス 特別レクチャー</p>	<p>1年前期</p>	<p>2単位 必修</p>	<p>和泉志津恵、市川 治、河本 薫、 佐藤智和、清水昌平、杉本知之、 笛田 薫、岩山幸治、梅津高朗、 川井 明、田中琢真、姫野哲人、 藤井孝之、松井秀俊、村松千左子</p>
<p>授業の目的と 概要</p>	<p>本学が育成するデータサイエンティスト像とは、「複数分野の領域知識をもち、方法論とデータをつなぎ、価値を生み出す人材」である。その趣旨は次の通りである。データに基づいて適切な意思決定を行い価値創造するためには、第一に、適切な課題を見つける必要がある(課題の発見)。次に、その課題の解決につながるデータを収集・取得し、加工や研磨などの前処理をする(データの収集・前処理)。そして、分析するためのモデルを決め、最適化計算を行う(モデルの決定・最適化計算)。最後に、計算結果を解釈して意思決定者にわかりやすく伝える(結果の解釈)。社会が求めるデータサイエンティストは、このような「データに基づいて意思決定へつなげるための一連の過程」を自らのイニシアティブで実施し、価値創造につなげることのできる「一気通貫型」の人材である。</p> <p>その中で、本研究科の博士後期課程の育成人材像は、データサイエンスに関する新たな基盤技術を生み出し、新たな価値創造の「場」の開拓につなげることができるデータから価値を生み出す一気通貫型の人材であり、実際の問題解決場面において、既存の技術では解決できない問題に直面した際、自ら新たな技術を生み出し解決することのできる人材である。</p> <p>この授業では、データから価値を生み出す一連の過程における各ステップに関する最先端知識を、価値創造、アナリシス、エンジニアリング、モデリングの4つに類型化し、それぞれ学ぶ。データサイエンスに関して広く先端知識を身につけることで、価値創造の現場において問題が起きたときに、どのステップに解決すべき問題があるかを見抜くための基礎力を身につける。なお、各授業において、それぞれの分野におけるデータの取り扱いやセキュリティ等に係る具体例を通じて情報倫理教育を行う。</p>		
<p>授業の到達目 標</p>	<p>データから価値を創造するための一連の過程の各ステップについて広く先端知識を有するだけでなく、データの取り扱いやセキュリティ等の情報倫理に関する知識も有しており、価値創造の現場において解決すべき問題が何かを見抜くために活かすことができる。</p>		

<p>授業計画</p>	<p>価値創造</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ビジネスにおいてデータと分析力から価値創造するプロセス（河本）</li> </ol> <p>アナリシス</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. 統計家の行動基準（和泉）</li> <li>3. 高次元データの分析（姫野）</li> <li>4. 確率過程理論（藤井）</li> <li>5. 医学統計（杉本）</li> </ol> <p>エンジニアリング</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>6. 音声認識（市川）</li> <li>7. モバイルコンピューティング（梅津）</li> <li>8. 高度交通システム（川井）</li> <li>9. 画像による実環境センシングと情報可視化（佐藤）</li> <li>10. 画像処理（村松）</li> </ol> <p>モデリング</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>11. バイオインフォマティクス（岩山）</li> <li>12. 因果探索（清水）</li> <li>13. 神経科学と数理モデル（田中）</li> <li>14. 統計モデリング(笛田)</li> <li>15. 経時測定データに対する統計モデリング（松井）</li> </ol> <p>※ なお、各授業において、それぞれの分野におけるデータの取り扱いやセキュリティ等に係る具体例を通じて情報倫理教育を行う。</p>
<p>成績評価の方法・基準</p>	<p>到達目標の達成度を次の方法により評価する。</p> <p>レポート 100%</p> <p>レポートにおいては、自らの修了研究テーマ候補に関する実問題を題材に、各回の授業で学んだ最先端知識をデータから価値を創造する過程のどのステップに活かせる可能性があるかを論じる。最先端知識をユーザーとして利用して、それを活かすステップがどこかを合理的に判断できていれば到達目標を達成できたとする。</p>
<p>教科書 ・参考書</p>	<p>なし</p>

## 国立大学法人滋賀大学教育・学生支援機構規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人滋賀大学学則（平成16年4月1日制定）第12条の規定に基づき、国立大学法人滋賀大学教育・学生支援機構（以下「機構」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 機構は、国立大学法人滋賀大学（以下「本学」という。）の理念・教育目標に基づき、教育の質の保証及び学生の充実した修学・生活環境の実現並びに本学の入学者選抜（以下「入試」という。）に係る広報活動を行うとともに、アドミッション・ポリシーに則した適切な入試方法の開発、入学者の学修データ等の調査・分析の実施及び高大連携・高大接続教育の充実を図ることを目的とする。

2 機構は、前項の目的を達成するために、各学部・研究科等の学内組織と相互に連携を図る。

(業務)

第3条 機構は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

(1) 全学の教育、学生支援及び高大接続における総合的な企画、評価に関すること。

(2) 全学の教育の推進、学生支援及び高大接続の充実に関すること。

(3) その他機構の目的を達成するために必要な事項に関すること。

2 機構は、本学が自主的・自律的に行う教育、学修環境、学生支援及び高大接続に係る諸活動の質保証の取り組み（以下「教育の内部質保証」という。）に関する次に掲げる業務を行う。

(1) 教育の内部質保証に関する方針・体制の整備

(2) 教育の内部質保証に関する自己点検項目の設定

(3) 学部・研究科並びに次条に規定する部門及びセンター（以下「学部等」という。）の自己点検・評価結果、改善計画及び改善計画の進捗状況の検証・改善指示

(4) 学部等の自己点検・評価結果、改善計画及び改善計画の進捗状況を取りまとめ、国立大学法人滋賀大学目標計画・評価委員会に対し実績を報告

(5) 教育の内部質保証システムの有効性・効率性の確認

(6) その他教育の内部質保証に関すること。

(構成)

第4条 機構は、第2条の目的を達成するため、次の部門及びセンターを置く。

(1) 教育推進部門

(2) 学生支援部門

(3) 高大接続・入試センター

(機構長)

第5条 機構に、機構を構成する前条の部門及びセンターを総括するため、機構長を置く。

2 機構長は、教育担当の理事をもって充てる。

(副機構長)

第6条 機構に、機構長の職務を補佐するため、副機構長を置く。

2 副機構長は、機構長が指名する者をもって、学長が任命する。

3 副機構長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし指名した教育担当の理事の任期の終期を超えることができない。

4 前項の者に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 副機構長は、機構長に事故があるときは、その職務を代行する。

(機構会議)

第7条 機構に、第3条に掲げる業務について方針・方策を決定するとともに、業務の実施にあたり部門及びセンター間の調整を行うため、機構会議を置く。

2 機構会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 機構長

(2) 副学長（入試）

(3) 副機構長

(4) 部門及びセンター代表

(5) 学務課長

(6) 学生支援課長

(7) 入試課長

3 機構会議に、必要に応じ作業部会を置くことができる。

- 4 機構会議は、原則として年4回開催する。ただし、機構長が必要と認めるときは、この限りでない。  
(議長)
- 第8条 機構会議に議長を置き、前条第2項第1号の委員をもって充てる。
- 2 議長は、機構会議を主宰する。  
(委員以外の者の出席)
- 第9条 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。  
(教育推進部門)
- 第10条 教育推進部門は、機構会議が決定した方針・方策に基づき、学士課程及び大学院課程における教育改革並びにファカルティ・ディベロップメントを促進し、教養教育及び専門教育を充実させるための諸施策の企画、立案及び調整に関する業務等を行う。
- 2 教育推進部門は、本学が自主的・自律的に行う学修設備の質保証の取り組みに関する次に掲げる業務を行う。
    - (1) 機構会議が定めた自己点検項目に従い、毎年、必要なデータを収集し自己点検を実施
    - (2) 毎年の自己点検結果を踏まえ、5年から7年に1度自己評価を実施
    - (3) 自己点検・評価の結果及び外部者の意見等を踏まえ、改善が必要な場合には、改善計画を策定し、改善策を実施
    - (4) 自己点検・評価結果、改善計画及び改善計画の進捗状況を機構会議に報告
  - 3 教育推進部門は、次に掲げる委員をもって組織する。
    - (1) 副機構長
    - (2) 学部から選出された教員 各1人
    - (3) 国際交流機構から選出された教員 1人
    - (4) 高大接続・入試センターから選出された教員 1人
    - (5) 学務課長
  - 4 前項第2号から第4号の委員の任期は、1年とし、再任は妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 5 教育推進部門に部門長を置き、第3項第1号の委員をもって充てる。
  - 6 教育推進部門に部門代表を置き、第3項第2号の委員の互選により選出する。
  - 7 部門長に事故があるときは、部門代表が、その職務を代行する。  
(学生支援部門)
- 第11条 学生支援部門は、機構会議が決定した方針・方策に基づき、保健管理センター及び障がい学生支援室と有機的に連携し、学生の修学、生活、就職活動、課外活動等を総合的に支援するための諸施策の企画、立案及び調整に関する業務等を行う。
- 2 学生支援部門は、本学が自主的・自律的に行う学生支援に係る諸活動の質保証の取り組みに関する次に掲げる業務を行う。
    - (1) 機構会議が定めた自己点検項目に従い、毎年、必要なデータを収集し自己点検を実施
    - (2) 毎年の自己点検結果を踏まえ、5年から7年に1度自己評価を実施
    - (3) 自己点検・評価の結果及び外部者の意見等を踏まえ、改善が必要な場合には、改善計画を策定し、改善策を実施
    - (4) 自己点検・評価結果、改善計画及び改善計画の進捗状況を機構会議に報告
  - 3 学生支援部門は、次に掲げる委員をもって組織する。
    - (1) 副機構長
    - (2) 学部から選出された教員 各1人
    - (3) 保健管理センターから選出された教員 1人
    - (4) 障がい学生支援室から選出された教員 1人
    - (5) 国際交流機構から選出された教員 1人
    - (6) 高大接続・入試センターから選出された教員 1人
    - (7) 学生支援課長
  - 4 前項第2号から第6号の委員の任期は、1年とし、再任は妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 5 学生支援部門に部門長を置き、第3項第1号の委員をもって充てる。
  - 6 学生支援部門に部門代表を置き、第3項第2号の委員の互選により選出する。
  - 7 部門長に事故があるときは、部門代表が、その職務を代行する。

(部門会議)

第12条 各部門に、各部門の業務等に関する事項を審議するため、部門会議を置く。

- 2 部門会議は、部門の委員で構成する。
- 3 部門長は、部門会議を招集し、その議長となる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 部門会議に、必要に応じ作業部会を置くことができる。
- 6 教育推進部門会議及び学生支援部門会議は、原則としてそれぞれ年4回開催する。ただし、部門長が必要と認めるときは、この限りでない。

(高大接続・入試センター)

第13条 高大接続・入試センターは、機構が決定した方針・方策に基づき、次に掲げる業務を行う。

- (1) 入試方法に係る調査・研究及び企画・立案に関すること。
  - (2) 高大連携・高大接続教育に関すること。
  - (3) 入学者の学修データ等の収集・蓄積及び分析・活用に関すること。
  - (4) 大学説明会、進路指導ガイダンス等の企画・立案及び実施に関すること。
  - (5) 入試情報の提供及び入試に係る広報に関すること。
  - (6) その他機構の目的を達成するために必要と認められる事項に関すること。
- 2 高大接続・入試センターは、本学が自主的・自律的に行う高大接続に係る諸活動の質保証の取り組みに関する次に掲げる業務を行う。
    - (1) 機構会議が定めた自己点検項目に従い、毎年、必要なデータを収集し自己点検を実施
    - (2) 毎年の自己点検結果を踏まえ、5年から7年に1度自己評価を実施
    - (3) 自己点検・評価の結果、改善が必要な場合には、改善計画を策定し、改善策を実施
    - (4) 自己点検・評価結果、改善計画及び改善計画の進捗状況を機構会議に報告
  - 3 高大接続・入試センターは、次に掲げる委員をもって組織する。
    - (1) 副学長(入試)
    - (2) 学部から選出された教員 各1人
    - (3) 高大接続・入試センター配置教員
    - (4) 入試課長

4 高大接続・入試センターにセンター長を置き、第3項第1号の委員をもって充てる。

(センター会議)

第14条 高大接続・入試センターに、高大接続・入試センターの業務等に関する事項を審議するため、センター会議を置く。

- 2 センター会議は、センターの委員で構成する。
- 3 センター長は、センター会議を招集し、その議長となる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 センター会議に、必要に応じ作業部会を置くことができる。
- 6 センター会議は、原則として年1回開催する。ただし、センター長が必要と認めるときは、この限りでない。

(事務)

第15条 機構の事務は、関係部局等の協力を得て、学務課において処理する。ただし、部門及びセンターの事務は、所掌する課において処理する。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、機構に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 全学教育部会要項、全学共通教育部会要項、学生支援部会要項及び国立大学法人滋賀大学キャリア育成協議会要項は廃止する。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人滋賀大学高大接続・入試センター規程は廃止する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。